

平成24年度
中小商業活力向上事業
第2次募集
募集要領

○募集期間

平成24年8月24日（金）～10月19日（金）
（経済産業局に17時必着）

○お問い合わせ先

中小企業庁商業課
各経済産業局担当課（詳細は担当課室一覧をご参照下さい）

平成24年8月

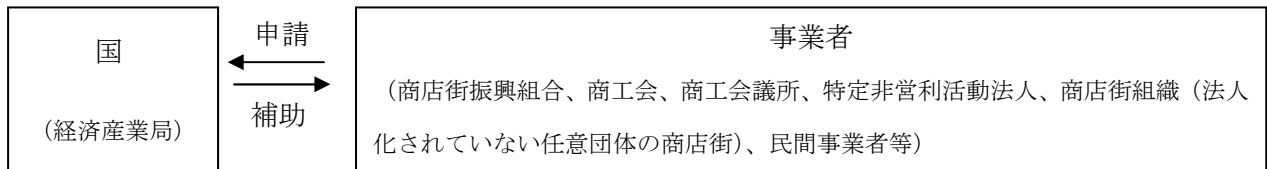
中小企業庁

1. 事業目的

商店街等は我が国における地域経済の活力の維持及び強化並びに国民生活の向上にとって重要な役割を果たしており、それを取り巻く社会は、少子化や高齢化が進展するなど構造の変化を迎えています。また、東日本大震災によって、未曾有の大災害をもたらせ、その影響は我が国の社会経済や産業など広範囲に及んでおります。こうした中、商店街等の活力が低下している背景を踏まえ、地域経済の活力を維持していくためには、地域住民の需要に応じた商店街等の取組に対し、総合的な商店街等支援措置を講じ、商店街等の活性化を図ることが必要です。

本事業は、商店街等が地域コミュニティの担い手として実施する、少子化・高齢化等の社会課題に対応した空き店舗活用事業や地域資源を活用した集客力向上及び売上増加の効果のある取組を支援することにより、商店街の活性化を図ることを目的としております。

2. 補助スキーム



[補助率] 国 2/3、1/2、1/3 以内

[補助額] 上限：2,000万円

下限：100万円

[補助対象事業者]

商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工会、商工会連合会、商工会議所、商店街組合、商工組合連合会、共同出資会社、特定会社、第三セクター、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、商店街組織※1（法人化されていない任意団体の商店街）、民間事業者※1※2

※1 定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者に限る。

※2 本事業のみに設立された協議会等は補助対象者としません。

(注意)

- ・商店街組織を除く事業者（一民間事業者、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人等）が事業を実施する場合は、要望書の提出にあたり、事業実施場所の商店街振興組合や商店街組織（法人化されていない任意団体の商店街）等からの推薦書が必要となります。なお、推薦書には代表者の押印が必要です。（推薦書の様式は要望書の中にあります。）
- ・補助対象事業は、本年度内に完了するものに限りません。（ただし、事業実施後、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することができない場合には繰越しが認められることがあります。）
- ・補助事業者の営利を目的としたもの、行政機関の施設は対象となりません。

3. 補助対象事業

商店街等において実施する新たな事業であって、下記の社会課題に対応した集客力向上及び売上増加に効果のある商店街活性化を図る施設整備事業又は活性化支援事業とします。補助事業の区分・内容、補助事業者等については別表1～3を参照してください。

※社会課題に対応した補助事業であり、事業を実施した結果、補助事業実施前に比べ、補助事業終了後において、当該商店街等の集客力向上及び売上増加の効果が認められることが必要です。

〔集客力向上について〕

①商店街全体における集客力が向上していることが必要です。

〔売上増加について〕

①商店街の売上高の実数値若しくは増減率を改善することが必要です。

②売上高の数値目標の把握方法については、商店街を構成する過半数以上の店舗（組合加入の有無は問いません）の売上高を把握することが必要です。

③以下のような売上高の数値目標の設定については設定不可とします。

（例）

- ・商店街を構成する一部の組合員による売上のみ
- ・アンテナショップの売上のみ
- ・個別イベントの売上のみ 等

〔社会課題〕

- ①少子化・高齢化
- ②安全・安心
- ③地域資源活用・農商工連携
- ④地域活性化（被災商店街等の復興）
- ⑤創業・人材
- ⑥環境

「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」の計画認定に基づき補助事業を実施する場合には、当該事業計画全体が対応する社会課題の総和により社会課題対応要件を判断するものとします。

4. 補助事業実施場所

補助事業実施場所は、「商店街」とします。

ただし、「商店街」の体をなしているところの他、下記の要件に該当する共同店舗や問屋街についても対象となります。

- ・共同店舗・・・中小小売商業者を中心とする組合又は共同出資会社が所有し、統一的な運営を行い、中小小売商業振興法の支援対象となりうるもの。

※共同店舗自体の建設・取得・共有部分等の改修等は補助対象となりません。

- ・問屋街…個人向けにも販売している卸売業者や小売業者等が相当数あり、社会通念上消費者のまとまったショッピングの場として認識されている区域である場合。

5. 補助対象経費

商店街等において新たに実施する、社会課題に対応した集客力向上及び売上増加の効果のある商店街活性化を図る施設整備事業又は活性化支援事業を実施するために必要な経費であって、適正かつ効率的に計上されているものが補助金の交付の対象となります。

計上された経費の妥当性（常識の範囲を超えない妥当な単価によるものであって、適正に執行されるものか等）を確認するため、必要に応じて見積書等の提出を求め場合があります。

謝金、旅費、会議費、会場借料、交通費、資料作成費、通信運搬費、施設や設備等の建設又は取得に要する経費（施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費は除く）、店舗等賃借料、内装・設備・施工工事費、無体財産購入費、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料、広報費、イベント費、借料・損料、備品費※、消耗品費、委託費、通訳料、翻訳料、雑役務費※、原稿料、印刷製本費、空き店舗改造費、アーケード等撤去に係る経費、光熱水費

※備品費は原則、レンタル、リースにより対応してください。（備品とは、当該事業のみで使用されることが確認できるものであり、その性質及び形状を変えずに比較的長期の使用に耐えるものをいいます。）

※雑役務費は、当該事業を行うために必要な臨時のアルバイト代等が対象となります。

6. 応募方法

(1) 募集期間

平成24年8月24日（金）～10月19日（金）（経済産業局に17時必着）

(2) 提出書類

- ①様式1 平成24年度中小商業活力向上事業要望書
- ②別紙1 中小商業活力向上事業計画書
- ③別紙2-1 平成24年度中小商業活力向上事業経費配分書
別紙2-2 借入金返済計画（借入がある場合のみ）
- ④その他、様式任意で提出が必要となる資料

- ・商店街等区域図（事業実施箇所及び主な集客施設を図示すること。）及び商店街等の写真
- ・商店街等の周辺の概要（大型店や商業集積を示す地図等）
- ・事業者の概要（定款、構成員、直近2期の決算書類等）
- ・その他補助事業を具体的に説明しうる資料

※被災により、提出が困難な書類がある場合には申し出て下さい。

※上記以外にも、採否を判断するにあたり必要な資料の提出を求め場合があります。

(3) 補助要望書提出について

事業者は、市区町村の商業振興担当課に要望書等の関係書類を提出してください。要望書等の提出を受けた市区町村は、とりまとめの上、所管の経済産業局へ提出してください。

※全ての事業者は、市区町村、地域の団体（自治会等）又はその両方からの推薦書を添付することができます。添付は必須ではありませんが、採択にあたり、他の案件との優劣を考慮する要素のひとつとします。なお、推薦書の様式は要望書の中にあります。

7. 審査について

提出された書類に基づいて、所管の経済産業局にて審査を行います。よって、提出する書類については記載もれ等がないように十分注意してください。

必要に応じて、提出された書類の内容等について、関係者に対し、ヒアリングを実施する場合があります。

(1) 補助対象者要件について

- ・補助金交付先としての適性（公序良俗に反する活動を行っていないか等）
- ・補助事業に係る経理・事務についての管理体制及び処理能力
- ・補助事業遂行能力 等

(2) 補助対象事業について

- ・事業内容・計画の適正

(3) 経理内容について

- ・資金の調達方法（自己負担部分の状況）
- ・補助事業者の経理内容（補助事業を実施し得る財政基盤があるか等）
- ・補助事業の各費目（内訳、単価等）に対する金額の妥当性

(4) 事業効果について

- ・事業効果
- ・数値目標の設定及びその根拠

（売上目標については、①人口規模が同程度であって②立地条件が似通っている③商店街の成功事例を選出し、その年間販売額と照らして意欲的な目標になっているかについて審査します。なお、その目標が全国的に普及するものとしてふさわしい意欲的なものであることもあわせて審査します。）

- ・事業効果の検証方法等

(5) 連携等について

- ・市区町村等の条例、総合計画、行動計画との整合性
- ・補助事業に対する市区町村による支援
- ・市区町村が実施する事業との連携
- ・地域住民の需要との整合性

- ・当該商店街等全体の事業計画等との整合性

8. 審査後の手続きについて

- (1) 募集締切り後、経済産業局にて審査を行い、採否の結果を通知します。
- (2) 採択された補助事業者は補助金交付要綱に基づき、できる限り速やかに交付申請書を経済産業局に提出していただくことになります。その後に交付決定を行い、事業開始となります。
- (3) 原則として、事業終了後、補助金の交付が行われます。

9. 補助事業者の義務

本補助金を受け事業を実施するに当たっては、以下に記載した事項のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金交付要綱の規定を遵守していただくこととなりますのでご注意ください。

- (1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を受けなければなりません。
- (2) 補助事業者は、経済産業局長の求めがあった場合には、補助事業の遂行及び収支状況について報告しなければなりません。
- (3) 補助事業者は、補助事業を完了した場合又は会計年度終了後、実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) 補助事業者は、交付年度終了後の5年間、各年度における通行量及び売上高を含む補助事業成果の状況を報告しなければなりません。また、経済産業局長の求めがあった場合には、補助事業に係る事業効果の詳細な内容等について報告しなければなりません。
- (5) 補助事業に係る事業効果等の報告された内容について公表を行う場合があります。
- (6) 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」）については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- (7) 補助事業者は、取得財産等のうち、一部処分を制限される財産（以下「処分制限財産」）があります。処分制限財産を処分する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません。（処分制限財産の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分その他の処分をする場合は、財産処分の承認を要します。）

また、当該財産を処分したことによって得た収入の全部又は一部を国に納付しなければなりません。

(8) 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

10. その他

(1) 「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」の認定申請については、所管の経済産業局へご相談ください。

1 1. お問い合わせ先

補助金の応募に関して、質問・相談等ございましたら、以下の所管経済産業局担当課室または中小企業庁商業課までお問い合わせください。

担当課室	所在地及び連絡先	管轄区域
中小企業庁 商業課	〒100-8912 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL:03-3501-1929	—
北海道経済産業局 流通産業課商業振興室	〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 2 札幌第 1 合同庁舎 TEL:011-738-3236	北海道
東北経済産業局 商業・流通サービス産業課	〒980-8403 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台第 1 合同庁舎 TEL:022-221-4914	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県
関東経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室	〒330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1 合同庁舎 1 号館 TEL:048-600-0318	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、新潟県、山梨県、 長野県、静岡県
中部経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室	〒460-8510 名古屋市中区三の丸 2-5-2 TEL:052-951-0597	富山県、石川県、岐阜県、 愛知県、三重県
近畿経済産業局 流通・サービス産業課	〒540-8535 大阪府中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館 TEL:06-6966-6025	福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県
中国経済産業局 流通・サービス産業課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館 TEL:082-224-5653	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
四国経済産業局 商業・流通・サービス産業課	〒760-8512 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎 TEL:087-811-8524	徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎 TEL:092-482-5456	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 商務通商課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 TEL:098-866-1731	沖縄県

別表 1 【組合等が実施する施設整備事業の法律の認定要件、補助率等】

補助事業の区分・内容	補助対象経費	法律の認定要件	社会課題対応要件※	補助率	補助事業者
商店街等における施設の整備 ・交流施設 (コミュニティ施設、多目的ホール、情報センター、展示場、会議室、研修室、カルチャー教室、児童遊戯施設、休憩施設 等) ・商業インキュベータ ・店舗 (テナントミックスに資するものに限る。) ・イベント広場 ・アーケード ・ファサード整備 (主に店舗のうち商店街の通りに面している外壁の整備に係るもの—高度化事業のうち中小小売商業振興法第4条第1項に基づく事業又は商店街活性化事業計画に基づく事業であること。) ・駐車場 ・カラ―舗装 ・街路灯 ・公衆便所 等	左に掲げる施設や設備等の建設又は取得に要する経費(施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費は除く。)	商店街の活性化のため地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律	2課題以上対応	補助対象経費の3分の2以内	組合等
		中小小売商業振興法又は商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律	2課題以上対応	補助対象経費の2分の1以内	
			1課題対応	補助対象経費の3分の1以内	

※本事業は、以下の社会課題に対応した補助事業であり、事業を実施した結果、補助事業実施前に比べ、補助事業終了後において、当該商店街等の集客力向上及び売上増加の効果が認められることが必要です。

○組合等…商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工会、商工会連合会、商工会議所、商店街組合、商工組合連合会、共同出資会社、特定会社、第三セクター、一般社団法人・一般財団法人、特定非営利活動法人

○社会課題…①少子化・高齢化 ②安全・安心 ③地域資源活用・農商工連携 ④地域活性化(被災商店街等の復興) ⑤創業・人材 ⑥環境

別表 2 【組合等、商店街組織及び民間事業者が実施する施設整備事業の法律の認定要件、補助率等】

補助事業の区分・内容	補助対象経費	法律の認定要件	社会課題対応要件※	補助率	補助事業者
商店街等における施設の整備 (別表1に掲げるものを除く) ・地域資源を活用し商店街等の活性化を図る事業に必要な施設及び設備 ・農商工連携により商店街等の活性化を図る事業に必要な施設及び設備 ・環境リサイクル対応設備 ・バリアフリー対応設備 ・ポイントカードシステム 等	左に掲げる施設や設備等の建設又は取得に要する経費(施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費は除く。)	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律	2課題以上対応	補助対象経費の3分の2以内	組合等、商店街組織及び民間事業者
			1課題対応	補助対象経費の3分の1以内	
		—	2課題以上対応	補助対象経費の2分の1以内	
		1課題対応	補助対象経費の3分の1以内		

※本事業は、以下の社会課題に対応した補助事業であり、事業を実施した結果、補助事業実施前に比べ、補助事業終了後において、当該商店街等の集客力向上及び売上増加の効果が認められることが必要です。

○組合等…商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工会、商工会連合会、商工会議所、商店街組合、商工組合連合会、共同出資会社、特定会社、第三セクター、一般社団法人・一般財団法人、特定非営利活動法人

○社会課題…①少子化・高齢化 ②安全・安心 ③地域資源活用・農商工連携 ④地域活性化(被災商店街等の復興) ⑤創業・人材 ⑥環境

別表 3 【組合等、商店街組織及び民間事業者が実施する活性化支援事業の法律の認定要件、補助率等】

補助事業の区分・内容	補助対象 経費	法律の認定要件	社会課題対 応要件※	補助率	補助事業者
<p>・商店街活性化支援 イベント事業、福祉・コミュニティビジネス事業、商店街マネジメント事業、商店街人材育成事業等の実施により、商店街等の活性化を図る事業</p> <p>なお、本事業については、複数年度（最長3年間）にわたり連続して同一補助事業者が同一事業について補助申請することができる。</p> <p>・空き店舗活用支援 商店街等の空き店舗等を活用して行う、商店街等の活性化に寄与する施設を設置・運営する事業 （チャレンジショップ事業、保育サービス施設や高齢者の交流施設（両者を一体に運用するものを含む）等のコミュニティ施設、地域農産品等のアンテナショップ等）</p> <p>なお、本事業については、複数年度（最長3年間）にわたり連続して同一補助事業者が同一事業について補助申請することができる。</p> <p>・アーケード等撤去支援 被災・老朽化したアーケード等を撤去し、安全確保・まちなみ創造・景観向上を推進し、商店街等の活性化を図る事業</p>	<p>謝金、旅費、会議費、会場借料、交通費、資料作成費、店舗等賃借料、内装・設備・施工工事費、無体財産購入費、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料、通信運搬費、広報費、イベント費、借料・損料、備品費、消耗品費、委託費、通訳料、翻訳料、雑役務費、原稿料、印刷製本費、空き店舗改造費、アーケード等撤去に係る経費、光熱水費</p>	<p>商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律</p> <p>—</p>	2課題以上 対応	補助対象経 費の3分の 2以内	<p>組合等、商店街組織及び民間事業者</p>
			1課題対応	補助対象経 費の3分の 1以内	
			2課題以上 対応	補助対象経 費の2分の 1以内	
			1課題対応	補助対象経 費の3分の 1以内	

※本事業は、以下の社会課題に対応した補助事業であり、事業を実施した結果、補助事業実施前に比べ、補助事業終了後において、当該商店街等の集客力向上及び売上増加の効果が認められることが必要です。

○組合等…商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、
商工会、商工会連合会、商工会議所、商店街組合、商工組合連合会、共同出資会社、特定会社、
第三セクター、一般社団法人・一般財団法人、特定非営利活動法人

○社会課題…①少子化・高齢化 ②安全・安心 ③地域資源活用・農商工連携 ④地域活性化（被災
商店街等の復興） ⑤創業・人材 ⑥環境

（注意）

※「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」の計画認定に基づき補助事業を実施する場合には、当該事業計画全体が対応する社会課題の総和により社会課題対応要件を判断するものとします。

※同一事業者が複数の補助事業を実施する場合には、それぞれが対応する社会課題の総和により社会課題対応要件を判断するものとします。